

## 高さ指定道路の対象路線の延長について

### 1 改正の理由等

#### (1) 車両の高さは、

○ 交通管理上の立場～道交法第57条第1項、道路交通法施行令第22条第3号ハ

○ 道路管理上の立場～道路法第47条第1項、車両制限令第3条第1項第3号

により、通常は3.8メートルに制限

ただし、交通の状況により支障がないと認めて指定した道路については、

4.1メートルまで通行可能と規定（許可も不要）

#### (2) 今回の指定理由

道路の新設により、対象路線が延伸したことから、道路管理者である鹿児島県と協議の上、延伸部分についても指定するもの

### 2 対象路線

主要地方道志布志福山線（都城志布志道路）

### 3 改正内容

対象路線について、有明北ICから志布志ICまで指定済みであるところ、延伸した志布志IC以南の部分（3.2km）について指定区間を延長

### 4 施行日

決裁後すみやかに

### 5 鹿児島県道路交通法施行細則改正の流れ

